

○千葉市行政区画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市行政区画審議会設置条例（昭和57年千葉市条例第4号）第6条の規定に基づき、千葉市行政区画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

を置く。

(関係者の出席)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認められた時は、委員以外の者の出席を求め意見を徴することができる。

(小委員会)

第3条 審議会の円滑な運営を図るため、審議会に小委員会を置く。

2 小委員会は、審議会が認める必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

3 小委員会の委員は、会長及び会長の指名する審議会の委員をもって充てる。

4 小委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

5 小委員会の会議は、委員長が招集する。

6 委員長は、小委員会を総理し、会議の議長となる。

7 委員長に事故があるとき、又はかけたときは、あらかじめ委員長が指名する小委員会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、千葉市企画調整局指定都市準備室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年9月28日から施行する。